

○総務省令第二十号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>〔第一款〕第十一款 略〕</p> <p>第十二款 政策統括官（第七十五条・第七十五条の二）</p> <p>第十三款 サイバーセキュリティ統括官（第七十六条）</p> <p>第二節 施設等機関</p> <p>第一款 自治大学校（第七十七条―第八十七条）</p> <p>〔第二款〕第五款 略〕</p> <p>〔第三款〕略〕</p> <p>〔第二章〕第四章 略〕</p> <p>附則</p> <p>〔地域情報政策室〕</p> <p>第二十三条 地域政策課に、<u>地域情報政策室</u>を置く。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔国際協定専門官〕</p> <p>第二十三条の二 自治行政局に、<u>国際協定専門官</u>一人を置く。</p> <p>2 国際協定専門官は、命を受けて、<u>国際協定</u>に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。</p> <p>第五十二条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>〔第一款〕第十一款 同上〕</p> <p>第十二款 政策統括官（第七十五条・第七十五条の二）</p> <p>第二節 施設等機関</p> <p>第一款 自治大学校（第七十六条―第八十六条）</p> <p>〔第二款〕第五款 同上〕</p> <p>〔第三款〕略〕</p> <p>〔第二章〕第四章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>〔地域情報政策室及び国際室並びに企画官及び国際協定専門官〕</p> <p>第二十三条 地域政策課に、<u>地域情報政策室及び国際室</u>並びに<u>企画官</u>一人を置く。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方自治に係る国際協力に関すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、<u>地域政策課の所掌事務のうち国際関係に係るもの</u>に関すること。</p> <p>5 国際室に、<u>室長及び国際協定専門官</u>一人を置く。</p> <p>6 国際協定専門官は、命を受けて、<u>国際協定</u>に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。</p> <p>7 企画官は、命を受けて、<u>地方公共団体の情報セキュリティの確保に関する重要事項</u>についての企画及び立案並びに<u>関係部局の調整に関する事務</u>（住民制度課の所掌に属するものを除く。）を行う。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（情報通信戦略企画官）</p> <p>第五十二条 情報流通行政局に、<u>情報通信戦略企画官</u>一人を置く。</p> <p>2 情報通信戦略企画官は、命を受けて、<u>参事官のつかさどる職務のうち情報の電磁的流通の規</u></p>

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官二人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官二人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

〔2〕8 略

9 国際統計交渉官は、命を受けて、国際統計について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに外国政府等(外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。)との協議、調整等を行うことにより、国際統計及び統計の国際展開に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

10 略

第十三款 サイバーセキュリティ統括官

(企画官)

第七十六条 本省に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、総務省組織令第二百二十条第一項の規定により本省に置かれる参事官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整を助ける。

第七十七条 略

第七十八條から第七十一条まで 略

附則

(恩給経理官の職務の特例)

第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

〔一〕三 略

(恩給審査官の職務の特例)

第十五条の三 恩給審査官は、第七十五条第十項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

〔一〕一 略

(恩給審理官の職務の特例)

第十五条の四 恩給審理官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

〔一〕一 略

(恩給相談官の職務の特例)

第十五条の五 恩給相談官は、第七十五条第十三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)に関する重要事項についての企画及び立案並びに推進に関するものを助ける。

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官二人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官二人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

〔2〕8 同上

〔新設〕

9 同上

10 同上

〔新設〕

(新設)

第七十六条 略

第七十七条 略

附則

(恩給経理官の職務の特例)

第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第九項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

〔一〕三 同上

(恩給審査官の職務の特例)

第十五条の三 恩給審査官は、第七十五条第十項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

〔一〕一 同上

(恩給審理官の職務の特例)

第十五条の四 恩給審理官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

〔一〕一 同上

(恩給相談官の職務の特例)

第十五条の五 恩給相談官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

(恩給支給官の職務の特例)

第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

「一〇四 略」

(情報処理調整官の職務の特例)

第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十五項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

(恩給支給官の職務の特例)

第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

「一〇四 同上」

(情報処理調整官の職務の特例)

第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十四項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。